

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## 令和8年度の雇用保険料率が公開されました

今月は、厚生労働省から公開された令和8年度雇用保険料率についてご案内いたします。

### ■ 令和8年度の雇用保険料率について

令和8年度の雇用保険料率が公開されました。

令和7年の雇用保険料率と比較をすると以下のような変更点があります。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1000から5/1,000に変更になります。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。）

### < 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
	一般の事業	<b>5/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	5/1,000	3.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	<b>6/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	6/1,000	4.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

引用：厚生労働省「令和8（2026）年度 雇用保険料率のご案内」

先月のニュースレターでご案内いたしました健康保険料率・介護保険料率の改定、子ども・子育て支援金の新設と合わせて、雇用保険料率も変更となるため、給与計算時には各保険料が変更後の料率で正しく計算されているかを確認しましょう。

参考 URL：厚生労働省「令和8（2026）年度 雇用保険料率のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001672589.pdf>

#### ◆4月の労務スケジュール

～4/30 3月分社会保険料納付

～4/10 3月分源泉徴収税額住民税額の納付